

基本方針	基本施策	内容	重点	個別施策	内容	個別事業	担当課
みどりの保全	量の確保	本市の特徴でもある都市や農村の豊かなみどりを適正に保全します。 (絶対"量"ではなく、適正"量"の確保)	○	都市のみどりの保全 (公園、緑地など)	本市を象徴する公園等を拠点として位置づけるとともに、公園等を適正に配置し、保全に努めます。 また、都市緑化の推進に努めます。	・公園・緑地等の再配置計画(再編・機能集約)の策定 ・佐倉ふるさと広場拡張整備事業 ・佐倉西部自然公園整備事業 ・佐倉城址公園拡張整備事業 ・さくら庭園、鏡木緑地保全地区の保全	公園緑地課
				農村のみどりの保全 (里山、谷津、農地、樹林地など)	グリーンインフラとして気候変動の緩和・適応策や防災・減災等に資する里山・谷津環境を保全します。 また、農業後継者の育成支援や新規就農者の受入環境を整備します。	・佐倉西部自然公園整備事業 ・里山、谷津、農地、樹林地等の ・農業後継者の育成支援 ・佐倉市新規就農者支援事業	公園緑地課 生活環境課 農政課
	質の向上	みどりの適正量の保全だけでなく、管理が行き届いた、潤いのある豊かな都市空間を形成するため、みどりの質を向上します。	○	都市のみどりの質の向上 (公園、緑地など)	必要な除草や樹木剪定を行い、公園等の適正な維持管理に努めます。 また、公園施設の定期的な点検を行い、必要な修繕等を行うことにより、利用者の安心・安全を確保します。	・公園緑地の適正な維持管理(除草、剪定・伐採) ・公園緑地の維持管理の効率化(除草、剪定・伐採) ・公園施設の適正な維持管理(公園施設の点検・更新)	公園緑地課
				農村のみどりの質の向上 (里山、谷津、農地、樹林地など)	豊かな里山・谷津環境を保全し、様々な生態系の回復を図ります。 また、環境保全型農業に取り組む農業従事者への支援等を行います。	・佐倉西部自然公園整備事業 ・生物多様性の保全に資する地域(OECM)の認定 ・里山、谷津、農地、樹林地等の適正な維持管理 ・農業従事者、土地所有者、市民団体等との連携	公園緑地課 生活環境課 農政課
				水辺のみどりの保全 (印旛沼やその流域など)	印旛沼の水質を改善し、生態系を保全することにより、印旛沼及びその流域の水辺の親水性を高めます。	・佐倉ふるさと広場拡張整備事業 ・県・流域市町等と連携した印旛沼の水質改善の取組 ・特定外来生物の駆除生態系の保全・再生	公園緑地課 生活環境課
	機能の活用	本市の豊かな自然環境が有する多様な機能を活用することにより、持続可能で豊かな暮らしを実現します。	○	グリーンインフラに関する取組みの推進 (気候変動への緩和・適応)	西部自然公園等のみどりの拠点を活用することにより、気候変動の緩和・適応を推進する取組みを実施します。	・佐倉ふるさと広場拡張整備事業 ・佐倉西部自然公園整備事業 ・二酸化炭素の吸収・固定化(脱炭素化) ・生物多様性の保全と普及啓発(学ぶ・関わる機会の提供)	公園緑地課 生活環境課
			グリーンインフラに関する取組みの推進 (防災・減災)	公園等の都市のみどりを活用することにより、市民の安全・安全を確保する取組みを実施します。	・佐倉城址公園拡張整備事業 ・佐倉西部自然公園整備事業 ・風水害の被害軽減対策 ・災害時の防災拠点としての整備	公園緑地課 危機管理課	
			グリーンインフラに関する取組みの推進 (景観形成)	城下町地区等のみどりを活用することにより、歴史的景観と文化を継承を推進する取組みを実施します。	・佐倉城址公園拡張整備事業 ・さくら庭園、鏡木緑地保全地区の保全 ・歴史的景観の維持と文化の継承 ・魅力ある都市空間の形成	公園緑地課 都市計画課 文化課	
みどりの活用	新たな価値の創造 (社会課題の解決)	一番身近な公共施設あり、一番身近なみどりである市街地の公園や市街地周辺部の豊かなみどりを豊かな暮らしを支え、地域課題や社会課題を解決プラットフォームとして活用することにより、みどりの新たな価値を創造します。	○	第3の居場所の創出	本市の豊かな自然環境での体験活動や外遊びの機会を通じて学び、成長する居場所をつくります。 また、ゆとりある屋外空間として多様なニーズに応えられる大人の居場所をつくります。	・子どもの居場所づくり ・大人の居場所づくり	公園緑地課 こども政策課 健康推進課
				交流・滞在空間の創出	居心地が良く、多様な出会いや交流が生まれる地域コミュニティの拠点としての活用を推進します。	・地域交流の拠点として活用 ・環境学習の場や観光資源としての印旛沼及び周辺の活用	公園緑地課 都市計画課 佐倉の魅力推進課
				様々な課題を解決する社会実験の場	柔軟に使える身近な地域コミュニティとして、地域の多様なニーズへの対応を試行的に実施する場としての活用を推進します。	・新技術の実証実験の推進 ・ウェルビーイング等の新しい価値観を体現する取組の推進	公園緑地課
みどりの共創	市民協働の推進	市民や市民団体と協働して、みどりの保全や活用を行うため、本市のみどりを担う人材を育て、市民による維持管理や利活用を促進します。		市民協働による維持管理	既存の公園等の清掃協力制度を周知し、市民参加を促します。 また、市民がみどりに関わる機会の提供や制度の創設により、みどりを担う人材を育成します。	・公園等の清掃協力制度 ・管理運営の担い手の育成(里山大学の開講等) ・育成した担い手による維持管理の促進	公園緑地課 生活環境課
			○	市民団体による利活用促進	市民や市民団体の積極的な利活用を促進するため、利用方法を周知し、利用時の申請方法の簡素化を検討します。 また、柔軟に公園を利用できるような制度の創設を検討します。	・「公園でできること」の周知 ・各種申請の電子化 ・画一的なルールの見直し(ローカルルールづくり) ・公園協議会の設置	公園緑地課
	公民連携の推進	民間事業者と連携して、みどりの保全や活用を行うため、本市のみどりを担う一員として、民間事業者による維持管理や利活用を促進します。		民間活力導入による維持管理	公園等の管理運営にあたっては、指定管理者制度等の民間活力の導入を検討します。 また、公園だけでなく、街路樹や周辺施設との包括施設管理指定管理者制度の導入を検討します。	・地区別指定管理者制度の導入 ・包括施設管理指定管理者制度の導入	公園緑地課
○			公民連携による利活用促進	収益が見込める大型公園等の整備にあたっては、Park-PFI等の民間活力の導入を検討します。 また、民間事業者との連携により、公園の魅力を上向きできるような施策を推進します。	・大型公園のPark-PFIの活用促進(佐倉ふるさと広場拡張整備事業など) ・公園版民間提案制度の創設(公園利活用の促進) ・公園活用による歳入の増加(ネーミングライツ等)	公園緑地課	